

## 防災行政用無線再送信に関する覚書

寒川町（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム湘南（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政用無線により町民向けに提供、実施している行政告知放送（以下、「甲の行政告知放送」という。）を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。

（再送信の同意）

第1条 甲及び乙は、甲の行政告知放送を乙の設備（第6条に定義する。）を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。

2. 乙は、甲の行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第2条 本覚書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第3条 本覚書で合意した再送信の提供エリアは、乙が運営するサービス提供エリアのうち寒川町全域とする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

（費用）

第4条 本覚書による再送信の情報提供の対価は無償とする。

2 乙は、本覚書で定めた再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

3 甲及び乙は、再送信を実施するにあたり必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を負わないものとする。

2 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

第6条 甲の設備は防災行政用無線放送設備、乙の設備は新たに設置した告知放送送出装置及びそれに付随する各種機器（接続ケーブル、スイッチ等）とする。（参照：別紙1甲の設備及び乙の設備）

2 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。

3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）

第8条 甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

（権利義務）

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（協議事項）

第10条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165  
寒川町  
寒川町長 木村 俊雄

乙 神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-41  
株式会社ジェイコム湘南  
代表取締役社長 高平 天